埼玉学園大学・川口短期大学 機関リポジトリ

Analysis of Admission of Foreign Residents in Japan to Unauthorized Nurseries

メタデータ	言語: jpn
	出版者:
	公開日: 2016-09-12
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 堀田, 正央, 松永, 幸子, 森本, 昭宏
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://saigaku.repo.nii.ac.jp/records/384

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



日本語を母語としない保護者を持つ子どもの 認可外保育施設利用に関する研究

一保育者の意識を中心に一

Analysis of Admission of Foreign Residents in Japan to Unauthorized Nurseries

> 堀 田 正 央・松 永 幸 子・森 本 昭 宏 HOTTA, Masanaka MATSUNAGA, Sachiko MORIMOTO, Akihiro

I. 研究の背景

1980年代以降、日本に居住する外国人の数は増加の一途を辿り、平成20年度の法務省統計¹¹によれば、正規の外国人登録者数は過去最高の約221万人にまで達した。増加率についても外国人登録令が施行された1947年から1986年の40年間での外国人登録者数の増加は227,869人であり、1986年から2006年の20年間の1,144,323人と比較すると、わずか半分の期間で約5倍もの増加を見せてきた。

一方で、平成20年以降の外国人登録者数は近年漸減傾向にあり、平成23年では約209万人まで減じ、平成20年から約5.6%、前年と比べても約1.9%の減少となっている。韓国・朝鮮籍の特別永住者の自然減少に加え、リーマンショック以降の経済低迷や東日本大震災の影響から、特にブラジル・フィリピン籍を中心とした南米・東南アジアからのニューカマーと呼ばれる層で人口流出が顕著であり、特にブラジル籍においては、平成20年3月末時点で312,582人であったものが平成23年6月末では221,217人と30%近い落ち込みを見

せている。

日本における夫妻の国籍別婚姻数の年次推移²⁾では、昭和55年の段階で、夫妻の一方が外国籍である婚姻は7,261組、全婚姻数の約0.98%だったものが、平成18年には44,701組と全婚姻数の約6.5%にまで上昇した。しかし平成23年においては夫妻の一方が外国籍である婚姻は25,934組と大きく減少し、全婚姻数自体が減少傾向にあるにも関わらず、全婚姻数に占める割合も約3.9%にまで落ち込んでいる。特に妻が外国籍の場合の婚姻数について、平成18年と平成23年の比較では、妻がフィリピン籍の婚姻数が12,150組から4,290組、妻が中国籍の婚姻数が12,150組から4,290組、妻が中国籍の婚姻数が12,131組から8,104組と、それぞれ約65%、約33%と大幅な割合で減少を続けている。

日本における父母の国籍別に見た出生数の 年次推移について、父母の一方が外国籍の出 生は平成7年に20,254人を記録して以降一貫 して20,000人を超えており、平成20年には 23,956人を記録した。国際結婚数自体の減少 の中、平成23年においても20311人の出生と 全出生数の約2%の水準を保っている。父母

キーワード: 認可外保育施設、多文化保育、在日外国人

Key words : unauthorized nursery, multi-cultural child care and education, foreign-residents-in-Japan

の双方が外国籍であった出生は平成23年において9,281人であったことから、父母の一方あるいは双方が外国であった子どもの出生は平成23年において38,032人となり、正規の外国人登録を行った者だけでも全出生数の約2.8%の子どもが日本において父母のどちらかが外国籍を持っていることになる。父母のどちらかが日本に帰化している場合、超過滞在や無国籍のケースを加えると、日本語を母語としない保護者を持った子どもの数は相当数に上ることが考えられる。

外国人住民の人口構造とは対照的に、少子高齢化に伴って日本の生産年齢人口は経年的な減少が見込まれ、現在の社会システムを維持するためには、今後50年間に毎年約60万人もの外国人移民を受け入れる必要があるとの報告もある。3)また日本における外国人住民は約74%が生産年齢人口に属し、特にニューカマーにおいてこの傾向は顕著(フィリピンでは90%以上)であることを考えると、日本において父母の一方あるいは双方が外国籍である子どもは今後も一定数を保ちながら、さらに必要とされる可能性が高い。

2009年の都道府県別外国人登録者数について、最も外国人登録者数が多いのは東京都の348,225人であり、全体の17.3%を占めている。ついで大阪府の211,394人(10.5%)、愛知県の194,698人(9.7%)となり、上位10都道府県の外国人登録者数の合計は1,405,569人に上り、全国の外国人登録者の約70%がこれらの地域に居住していることとなる。一方で外国人登録者が0人の市町村も多く存在することから、在日外国人の居住状況には大きな地域格差があることが分かる。

上記の外国人登録者数、夫妻の一方が外国 籍である婚姻数、父母の一方あるいは双方が 外国籍である出生数の増加、および在日外国 人居住状況の地域格差から、保育所を含めた 福祉サービスにおいても、外国人住民のニー ズを把握しながら地域の特性に沿った形でシ ステム構築をしていく必要であることが考え られる。増加した外国人住民への対応の遅れ を解消する文脈だけではなく、少子高齢化社 会における社会的なリソースとして外国人住 民を将来的に呼び込む必要がある可能性を踏 まえた、中長期的な展望を持つことが望まれ る。

保健福祉学的な視点での在日外国人を対象 とした調査は、1980年代にはわずかであった が、1989年より3年間にわたって行われた厚 生省心身障害研究・高齢化社会を迎えるにあ たっての母子保健事業策定に関する研究班 「在日外国人の母子保健の現状と対策に関す る研究 | を皮切りに、1990年代を通じて徐々 にその数を増やしている。近年では、2001年 より3年間、厚生労働省家庭子ども総合事業 「多民族文化社会における母子の研究に関す る研究」が行われており、先行研究の成果を 踏まえた包括的な調査がなされている。4)ま た2001年より始まった「健やか親子21」にお いても、在日外国人の母子支援が重要な課題 の一つとして取り組まれている。保育の視点 での研究も、2000年に行われた多文化子育て ネットワーク「多文化子育て実態調査 | を始 めとした幾つかの定量的調査や、多くの定性 的な事例研究が報告されている。5)

これらの先行研究の成果により、在日外国 人母子へのエンパワメントは、総論的な枠組 みの中でのトップダウン型の事業以上に、各 地域の人口学的特性に基づいた各論的な枠組 みの中でのサービスシステムを構築してく必 要があることが示唆されてきた。一方で地域 における外国人住民への子育て支援を保育の 視点で捉えた研究は少ない。特に認可保育所 以上に、積極的に地域の人口学的特性に沿っ た受け入れをしたり、特別なニーズを持った 子どもを対象にした保育環境を整えたり、特 徴的なプログラムを持つことについて、既存 の制度や基準にとらわれずより弾力的なサー ビスが対応可能と考えられる認可外保育施設 を対象とした調査はほとんど見られていない。

本研究は、地域における日本語を母語としない保護者を持った子どもの保育環境の現状を明らかにし、保育者・保護者双方の意識やニーズを把握すすることで、日本以外の文化的背景をもった住民が自国の文化を尊重しつつより良い子育でを行える社会システムを構築するとともに、父母の双方が日本人である子どもや保護者にとっても、人や文化の多様性を受容する意識を育み得る保育環境を構成するための一助とすることを目的とした。

Ⅱ、対象と方法

1)調査の対象

対象地域として選定されたS市およびK市は、人口が約120万人および約50万人であり、双方が人口集中地区を持つ政令指定都市および特例市である。両市ともに人口に占める外国人登録者数の割合が共に3%を超え、全国平均の約1.7%と比較しても高い比率を持っている。また両市所属県は全婚姻数に占める夫妻のどちらかが外国籍の婚姻数が約4.5%と全国平均の約3.9%を超え、日本語を母語としない保護者を持った子ども(以下当該児と表記)が比較的多く存在することが見込まれる。更にそれぞれが市内に国際交流センターあるいは県の国際交流協会支部を持ち、外国人住民に対する子育て支援サロンの運営

や広報誌の配布等の活動、小学校等へのサポーターの派遣等が積極的に行われている。 上記の点を踏まえ、外国人構成比が高く、一定数の当該児の存在が見込まれ、都市化が進み比較的リソースの整った地方都市のモデルとして両市を取り上げ、その機能の有効性が認められながらも当該児対応への実態が明らかとはなっていない認可外保育施設を対象とした。

2)調査方法

2012年2月~3月、S市およびK市の全ての認可外保育施設を対象に郵送式質問紙調査を行った。質問票はA票保育者の意識や施設の支援体制に関する(構造化された)量的データ、B票個別ケースの状況に関する(半構造化された)質的データの2部に分かれ、その双方を両市および所属県のホームページに記載があった163施設に送付した。宛先不明であったり閉施設の通知があった16ケースを除いた回収率は21.1%(31票)であり、その全てを分析に投入した。

3)調査の内容

調査内容は、A票について、保育所の属性、 当該児の在籍状況、当該児と周りの子どもを 保育する上で取り入れている活動や保育上の 意識、当該児の保護者に対する支援の状況、 施設の当該児の受け入れに対する評価、今後 の当該児受け入れに対する積極性、等に関す る項目である。またB票について、当該児と その保護者の背景、当該児を保育する上で困 難な経験とその対応、保護者対応において困 難な経験とその対応等に関する項目である。

Ⅲ. 結果

1) S市・K市認可外保育施設における日本 語を母語としない保護者を持った子ども に対する保育の現状と保育者の意識(A 票より)

両市認可外保育施設における当該児の受け入れ状況について図1に示す。当該児が在籍する施設は11施設(35.5%)であり、過去に在籍していた施設を合わせると過半数の19施設(61.3%)以上が当該児を受け入れた経験を持っていた。また現在当該児が在施設している場合の数は、1名が6施設(19.4%)、2名が3施設(9.7%)、4名と5名がそれぞれ1施設(3.2%)となっていた。

当該児の保育について難しさを感じた経験の有無とその種類を図2に示す。現在当該児の在籍がある、または過去に在籍していたことがある19施設の中で、最も高い割合で困難さが経験されていたのは「保護者との関わりの問題」の10施設(52.6%)であり、次いで「言葉の問題」の9施設(47.4%)、「食べ物の問題」の8施設(42.1%)、「文化や価値観の違い」の6施設(31.6%)となり、「生活習慣の違い」の6施設(31.6%)となり、「生活習慣の違い

在籍していたことはない
12 / 38.7%
現在在籍している
11 / 35.5%
過去に在籍していた
8 / 25.8%

図 1 両市認可外保育施設における当該児の 受け入れ状況(N=31)

の問題」が5施設〈26.3%〉ともっとも低い 割合を示した。

言語の問題から保護者とのコミュニケーションが困難だった場合の対応について図3に示す。保護者対応が困難だった経験を持たないのは4施設(12.9%)に留まり、87%以上の保育所が難しさを抱えた経験を持つ結果となった。最も多くとられていた対応は「身振り手振りを交えた日本語」の14施設(45.2%)であり、「次いで身振り手振りを交えた外国語」の4施設(12.9%)、「保護者の知人による通訳」の3施設(9.7%)と続いた。

当該児と周りの子どもを保育する上で取り 入れている活動や体制、保育上の意識につい

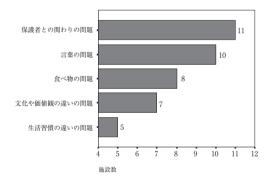


図2 当該児の保育について難しさを感じた 経験の有無とその種類 (N=31)

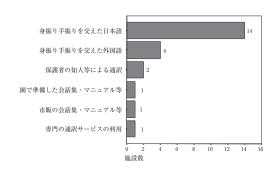


図3 言語の問題から保護者とのコミュニケーションが困難だった場合の対応 (N=31)

て図4に示す。当該児の背景となる国の言葉や文化を取り入れた保育について、「歌や遊び等の日常の中での活動」について3施設(9.7%)、イベント的な活動について1施設(3.2%)に留まった。また保育上の意識として、「周りの子どもと当該児を同じように保育しようとする意識」であったのは10施設(32.3%)であったのに対して、「当該児の背景やニーズに特に配慮した保育をしようとする意識」を持っていたのは4施設(12.9%)に留まった。また「職員会議等で当該児の対応の検討や意識の共有」がなされていたのは7施設(22.6%)であった。

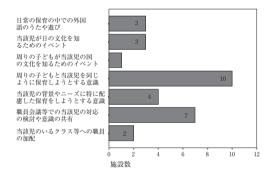


図4 当該児と周りの子どもを保育する上で 取り入れている活動、保育上の意識お よび体制(N=31)

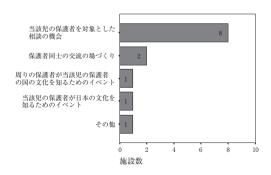


図5 当該児の保護者に対する育児支援 (N=31)

当該児の保護者に対する育児支援について 図5に示す。全体的に実施の割合は低く、最 も行われていた「当該児の保護者を対象とし た職員による相談の機会」すら8施設 (25.8%)に留まった。次いで実施されてい たのが「当該児やその他の子どもの保護者同 士の交流の場作り」の2施設(6.5%)であっ た。「当該児の保護者が日本の文化を知るた めのイベント」および「周りの保護者が当該 児の保護者の国の文化を知るためのイベン ト」は共に1施設(3.2%)のみの実施であっ た。

当該児とその保護者に対する受け入れ体制の評価について図6に示す。肯定的に評価している群について、「十分である」と評価したケースは無く、「ほぼ十分である」が3施設(9.7%)であった。逆に「不十分である」(4施設、12.9%)といった非肯定的な回答したのは8施設(25.8%)となり、「どちらともいえない」の19施設(64.5%)を合わせると、肯定的に評価しなかった群は90%以上に上った。

当該児の在籍経験、当該児の保育に関する保育者の意識と、異文化/多文化の保育環境が肯定的な影響を与えると考えられる対象の有無について、認可保育所(n=63)¹³と認可

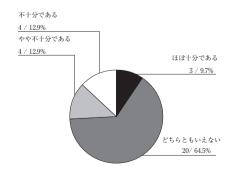


図6 当該児とその保護者に対する受け入れ 体制の評価(N=31)

外保育施設(n=31)間の比較を表1に示す。 当該児の在籍経験については認可保育所で 82.5% (52施設)、認可外保育施設で19施設 (61.3%) であり、カイ二乗検定の結果有意 に認可保育所の在籍経験率が高かった (p= 0.0396)。当該児とその保護者に対する支援 体制を肯定的に評価していたのは認可保育所 で8.2% (5施設)、認可外保育施設で3施設 (9.8%) といずれも低い値に留まった。周り の子どもと当該児を同じ様に保育しようとす る意識について、認可保育所では61.9% (39) 施設)だったのに対し、認可外保育施設では 32.3% (10施設) と有意に低い結果となった (p=0.0086)。当該児の背景やニーズを特に 配慮した保育をしようとする意識では、 25.4% (16施設) の認可外保育施設が意識を 持たれていたのに対し、認可外保育施設では 12.9% (4 施設) であったが、有意差は認め られなかった。当該児の背景を特に異文化/ 多文化の保育環境が当該児に肯定的な影響を 与えるという意識を持っていたのは、認可保 育所で60.3% (38施設)、認可外保育施設で 35.5% (11施設) であり、有意差が認められ た (p = 0.04736)。 周りの子どもに肯定的な 影響を与えるという意識を持っていたのは認

可保育所で17.5%(11施設)、認可外保育施設で9.7%(3施設)、異文化/多文化の保育環境が保育者にとって肯定的な影響を与えるという意識は、認可保育所で30.2%(19施設)、認可外保育施設で19.4%(6施設)であり、共に有意差は見られなかった。また現在の支援体制への肯定的評価の項目以外全てにおいて、認可外保育施設よりも認可保育所の方が高い割合を示す傾向がみられた。

今後の当該児の受け入れに対する積極性について図7に示す。積極的に受け入れたいとしたのは3施設(9.7%)となり、できるだけ受け入れたいを加えると12施設(38.7%)が受け入れに肯定的な意識を持っていた。受け入れに否定的な群においては、受け入れた

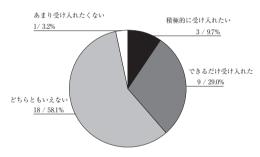


図7 今後の当該児の受け入れに対する積極 性(N=31)

表 1 認可保育所・認可外保育施設間における当該児の在籍経験、支援体制への肯定的評価、保育に関する意識および異文化/多文化環境が肯定的な影響を与えると考えられる対象の有無に関する差異(N=94)

	認可保育所	(n = 63)	認可外保育施設 (n = 31)		
	n	%	n	%	
当該児の在籍経験	52	82.5	19	61.3	*
現在の支援体制への肯定的な評価	5	8.2	3	9.7	
周りの子どもと当該児を同じ様に保育しようとする意識	39	61.9	10	32.3	**
当該児の背景に特に配慮した保育をしようとする意識	16	25.4	4	12.9	
異文化/多文化保育が当該児にとって肯定的環境という意識	38	60.3	11	35.5	*
異文化/多文化保育が周りの子どもとって肯定的環境という意識	11	17.5	3	9.7	
異文化/多文化保育が保育者にとって肯定的環境という意識	19	30.2	6	19.4	

カイ二乗検定による*: p < 0.05、**: p < 0.01

くないと回答したケースは無く、1 施設 (3.2%) のみがあまり受け入れたくないと回 答した。

2) S市およびK市認可外保育施設における 日本語を母語としない保護者を持った子 どもを保育する上で困難だった事例とそ の対応(B票より) S市およびK市において当該児を保育する上で困難だった事例とその対応について、当該児の背景とともに表2に示す。A票と共通して多くの事例で問題となっていたのは言葉の問題および保護者対応の問題であった。発達上の問題として、異なる言語環境におかれることでの子どものセミリンガル状態や、善意で簡単な言葉を使うことで保護者にストレスを与えてしまうケース等、先行研究でも明

表2 当該児を保育する上で困難だった事例とその対応

No.	事例	対応	年齢	性別	国籍	在日期間	在園期間
	してはいけないことをしたときに言	しっかりと伝えるべきことを伝える					
3	葉の問題だけではなく保育者の伝え	ことはもちろん、他の子ども以上に	2歳2カ月	男	韓国	4カ月	4カ月
1	たいことが伝わり難い。保育者の側	表情や目の動きから園児の気持ちを					
	からも園児の気持ちを汲み取ること	予想している。					
	が難しい。						
	パンツをはく習慣が無く、ズボンが	できるだけ丁寧に説明し保護者にパ					
	また割れになっている。	ンツを用意してもらう。	_				
	朝食がおかゆのみだったり、2歳で粉	昼食をしっかり食べる様にしたこと					
	ミルクだったりする。	で何でも食べられる様になる。					
	本人は全く日本語が解らず、単親の	保育士が簡単な中国語の単語を習い、	0#5010		-1-1-1	5) II	
2	母親も片言でコミュニケーションが	必要な場合に使った。(基本的には日	2歳0カ月	男	中国	7 か月	7カ月
	難しい	本語を用いて保育した)					
	お正月等に帰国した場合、何カ月も	以後日本での連絡や書類手続き等の	1 1				
	連絡無く里帰りしてしまい、そのま	説明を行うようにする。					
	ま退室となってしまう。						
	持って来て欲しいものがあってもな	伝わっていないのかも知れず、同じ					
	かなか持って来て貰えない。	物を見せて何度も説明する。					
	日本の食事が合わない様で、給食等	時間がかかっても食べてくれそうな]				
	を口から全部吐き出す。	ものから少しずつ食させる様にした。					
3	母親が日本語を話せないので、少し	伝えたいことの要点をまとめ、父親	1歳2カ月	女	ネパール	不明	5カ月
	話せる父親がたまに来た時の対応と	が来た時に伝える。					
	なる。						
	季節の概念が伝わり難く、冬に寒く	何度も伝えたが伝わらず、古着を差					
	ても上着で調節する習慣が無い。	し上げた。					
4	宗教上の理由で肉類が食べられない。	希望に沿うように除去食等の対応を	3歳2カ月	男	イラン	不明	1年
4		した。	3 成 2 カ 万	73	177	71,691	1 4
	朝食を食べる習慣が無い。	朝食の必要性を伝えながら、園で何					
		かを食べさせる。			日本	_	6カ月
5	母親の母語がロシア語のため、文字	写真やおやつの実物を使って分かり	2歳0カ月	男			
	と言葉で1日の様子を伝えきること	易い様に伝える。					
	が難しい。						
	言葉の発達が遅れ気味である。	母親に家庭での様子を聞きながら、			不明		
6		使用言語の問題か発達の問題かを注	2歳2カ月	女	(アジア系)	不明	2年0カ月
		意する。			() 2 /)()		
7	イスラム教徒なので豚肉を食べない	ある程度の大きさまでの肉は除去す	2歳0カ月	男	シリア	不明	1年弱
<u>'</u>	ようにしている。	るっ対応をとった。	2成07月	<i></i>	7 , ,	11.793	1 774
	女児なので、運動遊びをさせて顔に	園の方針を良く伝え、できることと		女	韓国	不明	6カ月
	傷が付かない様にして欲しい。	出来ないことを分かり易く伝えた上					
		で協力を求める。					
8	家庭で食事に気を使っているので、		3歳カ月				
	園でも少なくとも栄養に気を配った	同上					
	食事を摂らせて欲しい。(三菜以上、	1 4					
	毎食後果物等)						

らかとなっている類型が当てはまるケースがあった。保育上の困難の中には、施設が問題と捉える子どもの特性が個人に起因するのかで戸惑うケースが見られた。また保護者対応の中でも、前提となる保育観や生活習慣の違いと、言語によるコミュニケーションの困難さの問題とが混在する様子が伺え、異文化/多文化保育の実践の難しさが示された。しかしながら、困難さを抱えながらも実際の保育者の対応は限られた枠組みやリソースの中で多くの場合妥当性が高く、その場その場で最善と思われる対応が慎重に取られている様子が伺えた。

Ⅳ. 考察

1) S市・K市における日本語を母語としない保護者を持った子どもに対する保育の 現状と保育者の意識

61.3%と過半数の施設が当該児受け入れの 経験を持っていることが明らかになった。ま た当該児の在籍経験があった19施設中で、当 該児の保育について難しさを感じた経験を 持っていたのは約80%(15施設)に上ってお り、保護者との関わりの問題や保育上のコ ミュニケーションの問題といった言葉に関連 した困難さが多数を占めた。

一方でコミュニケーションが困難だった場合に、専門の通訳サービスを利用していたのは1施設に過ぎず、通訳可能な保護者の知人を介したやり取りですら2施設に留まり、ほとんどが身振り手振りを交えた平易な日本語での対応(在籍経験をもった施設中73.7%:14施設)であった。80%以上が対応に困難な経験をしているにもかかわらず、問題が把握されながらも十分な対応ととれるだけのシス

テムが現状では整備されていない状況が明らかとなった。自由記述等でも乳幼児期の言語発達に関する不安が記述されているケースが複数みられ、他機関や保護者とのスムーズな連携の上で、一定のポリシーにしたがった問題解決が望まれた。

当該児の保護者の背景となる国の文化を活 かした活動がされていた割合は、日常の保育・ イベント的活動共に3施設(9.1%)となった。 また当該児を周りの子どもと同じ様に保育し ようとする意識を持っていたのは10施設 (32.3%) であり、当該児の背景やニーズに 特に配慮した保育をしようとする意識を持っ ていた4施設(12.9%)の約2.8倍に上った。 B票の結果と合わせ、当該児の文化的な背景 を際立たせるよりも現在の日本の文化や施設 の環境に当該児を適応させることに当該母子 の利益を見出している傾向が示唆され、当該 児受け入れに当って新たな環境を作ること以 上に、既存の保育環境に適応困難であること こそが当該児保育の困難さを感じる原因と なっていることが考えられた。一方で近年で は乳幼児期の多文化環境におけるアコモデー ション(文化的調整)の概念を提唱されてお り

ら、
ミクロレベルの
実践においてもマイノ リティとマジョリティの2項対立的な枠組み を崩し、支援される側として捉えられがちな 当該母子をより良い環境を構築するための協 同者として考える必要性が考えられた。自由 記述においても国際理解や多様性の受容等の 観点から当該児が在籍することの周りの保護 者や保育者へのメリットがあげられており、 今後さらに多文化環境化が進むことが想定さ れる中、当該母子のニーズを調整しながらよ り良い保育環境を構築して行くことが急務で あると考えられた。

当該児の保護者は、他の外国人住民に比べ 育児等に関する情報リソースへのアクセスし、 子育て支援を受けやすい立場にあると言える。 しかし職員との相談の機会(25.8%:8施設) 以外の保護者に対する支援の実施割合は全て 5%と稀な状況にあり、周りの子どもの保護 者との貴重な接点となり得る保育施設が、そ の機会を十分に提供できていない可能性が考 えられた。

保育者自身の評価の中でも現状の当該児の 受け入れ体制を肯定的に評価しているのは 9.7%に留まり、90%以上の施設がおいて何 らかの改善の余地を感じていることが示唆さ れた。どちらともいえないが58.1%(18施設) が過半数となっていることから、そもそも当 該児と保護者に対する支援に対して明確な評 価観点を持てないでいる施設が多いことも考 えられ、異文化/多文化保育に関する専門職 の意識の醸成の必要性が考えられた。また当 該児の受け入れ体制を否定的に評価していな い群ほど保護者への支援の実施割合が高い傾 向も見られ、自由記述における保護者への支 援に割くリソースが不足への言及等と合わせ て、認可保育所における保護者への支援につ いても必要性が評価されながらも十分に実施 できない背景があると思われる。今後、行政 や他の専門職との連携、保護者自身との協同 等を通じた支援のあり方を提示していく必要 性があると考えられた。

2009年実施の認可保育所のデータとの比較では、認可外保育施設に比べ、認可保育所は有意に高い割合での当該児在籍経験を持っていた。異文化/多文化保育が肯定的な影響を与えるという意識についても、当該児と周りの子どもの双方で有意に高い割合だったのは認可保育所であった。言語的な支援体制につ

いては有意な差が見られず、保育課程・指導計画の枠組み以上に実践知の積み上げの中で肯定感が強まってきたことが考えられる。認可外保育施設では、全体の所属児数が比較的少なく、当該児が在籍する場合に単独であるケースも多い。当該児保育について経験を持った認可保育所との連携が有効である可能性が示唆され、当該児同士や当該児の保護者同士のアクセスにも繋げることができると考えられた。

今後の受け入れへの意識について、積極的な意識を持っていたのは9.7%に留まり、受け入れ体制が十分ではなかったり、日常の保育を圧迫するリスクに影響されていることが考えられた。一方で受け入れに否定的なケースは1施設にすぎず、どちらともいえないという回答が過半数(18施設:58.1%)を占めた。外国人住民への保育サービスが保育士の本来業務の一つであることを共有しながら、行政からのリソースの提供等も含め認可外保育施設が主体的に受け入れ体制を整えて行ける環境整備が急務であると考えられた。

3) S市およびK市認可外保育施設における 日本語を母語としない保護者を持った子 どもを保育する上で困難だった事例とそ の対応(B票より)

A票自由記述と同じく、言語や文化・習慣の違いから起こる問題への対応が多くあげられていた。保育者の多くは場面場面では妥当性の高い対応を取っているケースが多かったが、「一つ一つ個別に丁寧に対応する」等の対症療法的な対応となり、抜本的な解決に繋がらない構造的な問題も見られた。ここでも通訳等を始めとした対応が困難な場合の他機

関・他の専門職との連携等の必要性が示唆された。

幾つかの事例で見られた異文化環境におけるセミリンガル状態や、保育者が問題と捉える子どもの行動が個人に由来するのか背景となる文化に由来するのかという問題は、多くの先行研究で指摘されている。今後言葉や文化の違いを相互にアコモデートして行く過程で、異文化間の移行とそれに伴う保護者の養育方針等について、個別に対応できるだけの専門性を育んで行くことが必要であると考えられた。

∇. まとめ

以上の結果を踏まえ、日本以外の文化的背景をもった地域住民が自国の文化を尊重しつつより良い子育でを行えるシステムを構築するために以下の点を提言する。

- 1.60%以上の認可外保育施設において当該 児の在籍経験があるとともに、対応に苦 慮した経験を持つケースも80%以上に上 る。今後も当該児が施設に在籍する可能 性を考慮し、対応が困難な場合の連携先 の把握や、施設のパンフレット等の最低 限の多言語対応、地域に多い国籍の言語 や文化等の研修等、当該児受け入れの準 備を施設の側で整備していく必要がある。
- 2. 日常の保育の中で、対象となった施設では日本文化やそれまでの保育内容に当該児の方を適応させようとする割合が高い。文化的調整に基づいた当該児と周りの子どもおよびその保護者全体のメリットを考慮しながら、先行研究等における多文化保育の知見を活かし、保育内容を見直

して行くことが望まれる。

- 3. 異文化/多文化環境における保育につい て、当該児に比べて当該児以外の子ども にとっても肯定的な環境であると評価し たケースは1/3に満たなかった。また 当該児の国の文化を活かした保育がされ ている割合は日常的な保育とイベント的 な活動の双方で、低い水準に留まってい る。当該児やその保護者は単なる特別な ニーズ持ったサービス受領者ではなく、 国際理解教育やノーマライゼーションの 文脈の中で保育のリソースとなりえるこ とが先行研究でも指摘されている。当該 児と周りの子どもおよびその保護者に とって互恵的な関係の中でよりよいシス テムを築くためにも、単に当該児を既存 のシステムに適応させるだけではなく、 文化的調整に基づいた新たな実践やカリ キュラム策定が求められる。
- 4. 認可外保育施設において一人の保育者が担う業務は膨大であり、限られたリソースの中で当該児への対応を行うことは困難な状況もある。有効に利用できる通訳サービスの整備や非常時にアクセスできる行政窓口の設置、当該児が在籍する認可保育所との合同プログラム等を含め、他機関・他の専門職との連携をより進めて行く必要がある。
- 5. それぞれの施設での実践が成果として積み上がっていない現状があり、当該児の保育上困難な場面でも保育者は妥当性の高い対応をとりつつ、将来へ向けた施設全体での情報共有や構造改革に繋がって

いないケースが多い。今後更に研究を進める中で、対象地域を広げたり、施設種別毎に特化した分析を行う中で、地域や社会全体で多文化保育の重要性をアドボケートしていく必要がある。

W. 参考文献

- 1) 平成20年度在留外国人統計、財団法人入管協会、2009
- 2) 平成21年度人口動態統計、厚生労働省、2010
- 3) 坂中永徳、21世紀の外国人政策 人口減少時代 の日本の選択と出入国管理、国際人流、10:2 -9、2000
- 4) 堀田正央、牛島廣治、小林登、中村安秀、重田 政信、李節子。在日外国人母子保健支援のため の全国自治体調査、平成15年厚生労働科学研究 子ども家庭総合事業「多民族文化社会における 母子の健康」、2003
- 5) 山岡テイ、谷口正子、森本恵美子、朴淳香。多 文化子育で調査報告書、多文化子育でネット ワーク、2008
- 6) 萩原元昭、多文化保育論、学文社、2008
- 7) 山田千明、多文化に生きる子どもたち、明石書 店、2006
- 8) Masanaka Hotta. Situational analysis of maternal child health services for foreign residents in Japan. Pediatrics International 2007.49:293-300
- 9) 李節子、在日外国人の母子保健、医学書院、 1998
- 10) 李節子、今泉恵、澤田貴志。在日外国人母子支援ガイドライン-地域母子保健実践活動の分析と提言から。助産雑誌59(8)64-72、2003
- Beborh L. Cross-cultural attitudes towards speech doctors. J.Speech Hear.Res, 1992 (35)
 45-52
- 12) Mori H. Migrant workers and labor market segmentation in Japan. Asian
- 13) 堀田正央、鈴木篤、森本昭宏、宮内克代、萩原 元昭、日本語を母語としない保護者を持った子

どもの保育環境に関する研究: K市の事例を中心に、埼玉学施設大学紀要人間学部篇 (11)、139-151、2009

W. 謝辞

本研究は埼玉学園大学共同研究「多文化共生社会における子育で関する研究」の一環として行われたものです。ご回答頂いた各保育所・各行政担当部署の先生方を始めとして、ご協力・ご指導を頂きました全ての方にこの場を借りて深謝致します。